

【長期収載品の選定療養費について】

《長期収載品の選定療養費について》

- 長期収載品の選定療養費とは令和 6 年の診療報酬改定により、令和 6 年 10 月 1 日から導入される制度で、患者さんが後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある先発医薬品（長期収載品）を選択された場合に、その差額の 1 / 4 を自己負担していただく制度です。
- 患者さんが長期収載品を希望された際は、選定療養費として自己負担が発生します。

《対象となる医薬品》

- 後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換率が 50%以上を超える長期収載品で、外来患者さんが対象となります。（在宅注射薬剤も対象となります。）

《対象外となる医薬品》

- 医師が医療上の必要性があると判断した場合
- 後発医薬品の提供が困難な場合
- バイオ医薬品
- 入院患者

《負担金額》

- 長期収載品（先発医薬品）の薬価と、後発医薬品で一番高い薬価の価格差から 1 / 4 を選定療養費としてお支払いいただきます。
※選定療養費には消費税がかかります。